

地域連携薬剤師研修申込み等に関する QA

2021.03.22 現在（問い合わせ先 皆川、松尾、上杉）

日本保険薬局協会において、2021年8月1日に施行される地域連携薬局に係る新しい研修制度の創設についてご案内したところ、多くの企業様からご質問をいただいております。

ご質問につきましては、電話、メール等で回答いたしておりますが、参考のために、これまでのご質問に対して協会からお答えしたところを次ページ以降まとめしております。

大きく、以下のような項目に分けられます。

- 非会員企業の申込について
- 受講資格について
- 申込スケジュールについて
- 研修費用について
- 健康サポート薬局との関係について
- 研修に係る認定要件とその手続きについて

(3月22日 非会員企業様)

Q お聞きしたいことがあります。メールいたします。健康サポート薬局研修と、地域連携薬剤師研修の両方を受けたいと考えています。

当方は非会員なのですが、両方の受講で割引はきくのでしょうか？またその場合のお支払い金額はいかほどで、同時にお振込みしてもよろしいのでしょうか？

A これまでもQA等で明らかにしておりますが、地域連携薬局をお受けいただくと、健康サポート薬局研修経費は地域連携薬局研修経費を控除した額となります。現在、健康サポート薬局の経費は以下のようになっています。

・会員企業 オープン型参加経費 6600円/一人、 会員企業 企業型参加経費
5500円/一人

・非会員企業 オープン型参加経費 10000円/一人、 非会員企業 企業型参加経費
8000円/一人

・5年目、6年目更新研修参加経費 現在検討中ですが、初回経費の半額以下程度とすることとしております。

地域連携薬剤師研修をお受けになり、今後新たに健康サポート薬局研修をお受けになる場合は、上記それぞれの金額から地域連携薬剤師研修受講費用2200円を控除した額となります。具体的には、非会員企業様の場合、オープン型は、7800円/一人、企業型は、5800円/一人、となります。

なお、こうした調整は、健康サポート薬局研修申込システムの中で行うこととしており、同システムにおいて地域連携薬剤師研修のIDを入力していただくと割り引いた金額を請求させていただくことといたしております。ただ、大変申し訳ありませんが、現在健康サポート薬局研修申込システムの改修については要件定義作成中のところ、その完成と運用開始は夏ごろとなりますので、まずは地域連携薬剤師研修をお受けいただき、本システムの完成をお待ちいただければと存じます。よろしく願いいたします。

(3月22日 会員企業様)

Q 他のQ&Aにあるように、「経営幹部にお聞きいただいても参考になる内容ですので、広くご案内ください。」と薬剤師のみでなく受講は可能とは思いますが、事務職にも受講の案内をしていいものか（地域連携薬局研修第二部ワーク④などは事務職ができる内容ではないため参考に視聴のみとします）、また、「交付される修了証の見本」には薬剤師名簿登録番号があるため、何らかの手段で薬剤師の確認をされるのだとは思いますが、システム上で薬剤師確認のチェックが無いものと思われ、周知はいたしますが、システム上の研修を完了した後に、勘違いをしてマイページより修了証の発行依頼をしてしまう事務職が出てきて、ご迷惑をおかけするのではないかと危惧しております。

上記、事務職の受講の可否、また間違っって修了証の発行依頼をした場合に対応いただけるのかをご教示願いたく思います。

A これまでも累次ご案内してきましたが、名称は「地域連携薬剤師研修」と謳っているものの、対象は薬剤師に限りません。薬局の地域包括ケアについては、薬剤師のみならず薬局や企業本部に勤務するあらゆる職種に対応して欲しいと願っているからで、事務職も例外ではありません。介護組織などとの連絡調整や営業活動など、事務職にできる場所も大きいかと存じます。このようなことから、申込システム上は職種に限らず対応していることはご指摘の通りです。

また、大変申し訳ありませんでしたが、現在実際に発行される修了証は別添のとおりとなっており、薬剤師名簿登録番号は記載しないことになっております。薬剤師以外の職種の皆様にも発行させていただきますことを改めてご連絡申し上げます。

(3月16日 会員企業様)

Q 健サポ受講済の者が受講予定だが、地域連携薬局研修のeラーニングの視聴は、健サポID（1から始まる6桁）を使用して視聴すればよいのか、新たに地域連携薬剤師のIDを登録する必要があるのか。健サポIDを使用する場合、既に地域連携薬剤師のIDを取得している受講者はどのようにすればよいのか。

A 健康サポート薬局研修と地域連携薬剤師研修のシステムは、事業管理上の要請からそれぞれ独立したものとして構築し、別体系の ID、パスワードを振り出しております。前者は 6 桁の数値、後者はアルファベットと 5 桁の数値となっています。このため、ご質問の健康サポート薬局研修修了者が地域連携薬剤師研修を受講する場合、同研修のシステムに登録し、その ID、パスワードを取得する必要があります。

一方で、健康サポート薬局研修と地域連携薬剤師研修のコンテンツは一部同様のものを活用することから、制度としてはそれぞれ独立したものではありますが、運用面（特に費用負担）において連携を図ることとし、両方の研修を受講し易くするよう配慮することとしております。

具体的には、地域連携薬剤師研修修了者が健康サポート薬局研修を受講する場合、あるいは健康サポート薬局研修修了者が地域連携薬剤師研修を受講する場合、前者については健康サポート薬局研修受講費用から 2,200 円を控除する、後者については健康サポート薬局更新研修の費用を無料ないし低額なものとするという措置を検討しています。いずれにせよ、健康サポート薬局研修側で調整することとしており、このため、健康サポート薬局研修申込システムを改修し、地域連携薬剤師研修修了者が健康サポート薬局研修あるいは更新研修を申し込む場合、当該システムに地域連携薬剤師研修の ID を登録できるよう対応したいと考えております。

(3 月 9 日 会員企業様)

Q 「薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事するすべての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。」とあり、地域連携薬剤師研修はこちらに該当するとのことで、「申込者は、自身の ID で、何度でも、いつでも研修コンテンツにアクセスし、毎年認定更新に活用できる」とありますが、費用は毎年 2,200 円かかるのでしょうか。

A 地域連携薬剤師研修の修了証の有効期間は 6 年としており、その間は申込時にお支払いいただいた 2,200 円のみで何度でも活用できます。

Q 研修内容は毎年変わるのでしょうか。

A 研修のコンテンツは陳腐化すれば更新する予定ですが、内容的には普遍的なものであり当面は変更する予定はありません。一度受講していただいて、毎年認定の更新の際には、薬局の置かれている状況に応じて（薬局ごとに）同じコンテンツの一部ないしは全部を重点的に再履修の形で行うという計画を都道府県に提出し、実施していただくことになります。

Q 「受講修了証は、健サポ研修と同様、6年の更新とすることを検討しています。」とありますが、毎年認定更新との違いはあるのでしょうか。

A 研修の修了証有効期間と当道府県の認定更新の期間は関係はありません。5年前後に内容を見直すことを計画しておりますので、当初の研修の有効期間を健康サポート薬局研修の有効期間を考慮して6年としたものです。分かりにくくて申し訳ありません。

(3月8日 会員企業様)

Q 貴協会の健康サポート研修を修了している場合は、今夏以降、無料で当研修を受講することができるかと、弊社からの問い合わせでご回答いただいておりますが、申込みフォームにはその旨の入力箇所は見当たらないので、健サポ研修修了者が今夏以降に当該研修の申し込みをする際には、貴協会の方で健サポ研修修了の有無をご確認いただいて、費用発生の有無をご判断いただけるということでしょうか。

A 当初、ご質問にあるような方向で検討いたしておりましたが、システム設計上の問題、事業（ID）管理上の問題などがあり、現在以下のような対応をする方向で検討しております。また、これにより、地域連携薬局では健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を含めすべての薬剤師が毎年地域包括ケアに関する研修を受けなければならないという要請に対応したいと考えております。

- 1 健康サポート薬局研修受講前に地域連携薬剤師研修を受講する場合 → 健康サポート薬局研修受講料から地域連携薬剤師研修受講料を控除する。
- 2 すでに健康サポート薬局研修を修了した者が地域連携薬剤師研修を受講する場合 → 健康サポート薬局研修の更新研修受講料を無料ないし低額なものにする。

健康サポート薬局研修の修了者、未修了者、どちらであっても地域連携薬剤師研修受講時には当該研修の管理料をお支払いいただき、健康サポート薬局研修、あるいはその更新研修の方で料金を調整するというものです。なお、この調整は、健康サポート薬局研修、同更新研修のシステムを現在改修、構築を予定しているところ、その中に、地域連携薬剤師研修の ID を登録することにより対応することとしております。

実質的なご負担は変わらないようにする予定ですが、いずれにせよ方針変更であり、お詫びして修正させていただきます。

(3月8日 会員企業様)

Q 受講時間は全体で4時間程度かかるとの事ですが、研修は例えば30分ずつ、1時間ずつといったように時間を区切った受講は可能でしょうか？勤務時間中での視聴を行う予定にしており、4時間続けての視聴が難しいため本質問をいたしました。

A オンデマンドの研修であり、研修者のご都合に合わせて受講いただくことが可能です。また、会議室において、一つのモニターを数人で視聴することも可能です。会社、個人のご都合に合わせてご活用ください。

(3月7日 会員企業様)

Q 今回の地域連携薬剤師研修を薬局内のすべての薬剤師が修了すれば、地域連携薬局の届出の要件である「当該薬局に勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること」「当該薬局において薬事に関する実務に従事する

すべての薬剤師に対し、1年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること」

以上の2点を満たすという理解でよろしいでしょうか？

A 一言で申し上げますと、違います。

1/29日付局長通知にも明記されている通り、「当該薬局に勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること」とは、健康サポート薬局研修の修了証を有する者であり、1/2の薬剤師は健康サポート薬局研修を修了しなくてはなりません。これに加え、「当該薬局において薬事に関する実務に従事するすべての薬剤師に対し、1年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること」とされており、健康サポート薬局研修修了者とそれ以外のすべての薬剤師に対し、毎年規定されている研修を受けさせなければなりません。今回の地域連携薬剤師研修はこの後者の研修に該当するものであり、必要な内容を絞り込み、お申込みいただいた方が毎年計画的に活用できるように設計されています。なお、地域連携薬局研修（費用2,200円）を受講していただいた方は、健康サポート薬局研修（費用6,600円）を受講する場合、2200円を減額した費用4,400円を受講することができます。上記のように、健康サポート薬局研修の修了者も毎年研修を受講しなければならないとすると、本地域連携薬剤師研修を早めにお受けすることも一考かと存じます。

Q また、本研修とは別に健康サポート薬局研修の修了が必要であれば、

現在ホームページに公開されているオンラインの研修にて全て修了することが可能なのでしょうか？

A 趣旨が不明なところがありますが、ホームページから健康サポート薬局研修をお申込みいただくと、22時間のeラーニングと8時間の集合研修（現在は特例期間として全てウェブ研修で受講することが可能）、合計30時間を受講することになります。ご質問にあるオンラインの研修が後者の8時間を指すものとするれば、これに22時間のeラーニングが必要になります。

(1月26日 会員企業様)

Q 健康サポート薬局研修を受講していなくても受講できますでしょうか？

A 今回の研修は健康サポート薬局研修技能Ⅲを中心に構成しており、地域連携薬局認定の観点からは健康サポート薬局研修受講者は本研修を受講する必要はありません。このようなことから、健康サポート薬局研修未受講者を基本的に対象としておりますことをご理解ください。なお、本研修終了後、何年かののちに健康サポート薬局研修を受講していただくことを奨励しております。

Q 会員企業の従業員が受講資格対象でしょうか？

A 会員企業薬剤師、非会員企業薬剤師、個人薬剤師すべてを対象としております。会員企業薬剤師とそれ以外には若干の費用の差があります。

Q 受講申し込みをするにおいて何か受講資格（経歴、薬剤師歴など）はございますか

A 本研修の場合、薬剤師であれば特に経歴等の要件はありません。薬剤師ではない場合、地域連携薬局の要件にはなりません。経営幹部にお聞きいただいても参考になる内容ですので、広くご案内ください。

(1月26日 会員企業様)

Q 大前提として、地域連携薬局の要件として、地域連携薬局としての認可を得るためには地域連携薬剤師研修を受けておくことが必要という事でしょうか？

A これから通知が出ます（1/29に発出）。必ずしも事前の本研修修了が求められるわけではありませんが、一年以内に研修を受けることの計画を出すこととなります。ただ、事前に受けておけば研修の実績報告とその後の計画を出せばいいので、面倒くさくはないかと思いき、協会は3月に開始することとしています。修了証は健サポ研修と同様6年の有効期間といたしますので、早めにお受けいただいても長期に活用できます。

A 過去に健康サポート薬局研修を受講している者は、地域連携薬剤師研修を無料で受講できるのでしょうか？

Q 検討いたしますが、そのようなニーズはありますでしょうか？修了証を出す場合は少しコストを負担していただく予定です。

Q これから新たに受講する者は、3月に地域連携薬剤師研修（2200円）を受けてから後に、健康サポート薬局研修（4400円）を受講する流れでよろしいでしょうか？

A そのように考えております。健サポ研修受付管理のシステムを改修し、地域連携薬剤師研修を終了後5年以内に健サポ研修を受講する場合、（本研修の費用2200円を控除し）4400円に研修費用を減額する予定です。

Q 3月の地域連携薬剤師研修に関しましては、4月以降の支払いは可能でしょうか？（予算の計上が無いものですから）

・問題ありません。事前にご連絡していただければ、お支払い時期の調整は御社のご希望に応じて対応いたします。

（1月27日 非会員企業様）

Q 弊社は日本保険薬局協会ではないが研修を受けることが可能でしょうか？

A 会員企業、非会員企業ともにお申込みいただけますので、ご活用ください。

Q 今回の研修は地域連携薬局の認定申請に必要な地域包括ケアシステムに関する研修に該当するののか？

A 厚生省令の規定は以下の通りです。現時点の解釈は、3-9に該当します。なお、3-8は健康サポート薬局研修と言われています。なお、今月中に関係通知が発出され、明らかになります。

省令第10条の2（地域連携薬局の基準等）

3-8 当該薬局に勤務している**薬剤師の半数以上が**、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。

3-9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する**すべての薬剤師に対し**、一年以内ごとに、**前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせている**こと。

Q 地域包括ケアシステムに関する研修は健康サポート薬局研修の修了が必要との認識であったが、今回の新しい研修を受講すれば良いと考えてさしつかえないか？

A 現段階の解釈は上記のとおりです。今後明らかになれば改めてご案内申し上げます。

(1月29日 会員企業様)

Q 今回の研修はWEB開催とのことですが定員設定はしていますか？

A 定員の設定はありません。オンデマンドの研修で、ID、パスワードを用いてそれぞれの方が受講していただく研修となります。なお、企業によっては、集合してモニターを活用して研修を実施する場合があります。よろしくご検討ください。

(1/29 会員企業様)

Q 研修の申込受付はいつ頃開始になるのか。

A 企業様の新人研修等に間に合うよう、3月中には募集開始、研修実施開始予定です。よろしく願いいたします。

Q この研修を受講すれば、地域連携薬局の認定となるのか。健サポ研修も受講しないと認定されないのか。

A ご案内のように、1月29日に発出された通知において、職員の半数以上が受けていなければならない研修については健康サポート薬局研修修了証を有することが要件として定められました。この研修は30時間以上かかる研修であり負担が大きいことから、全員が計画的に受講する研修に該当させることは無理があると考え、そのために健康サポート薬局研修に含まれる内容のうち地域包括ケアに係る部分を取り出し厚生労働省の講演を加えて

4 時間強の研修に再編成したものが本研修です。現時点では毎年計画的に受講させる研修に該当させる運用となりますが、将来的には 2 番目の研修としても適用していただけるような可能性を探っていきたいと考えております。

Q web 研修となりそうだが、日時指定の研修なのか。一定期間で個別で受けるものだろうか？

A オンデマンドの研修になりますので、受講生の都合のいい時間に ID、パスワードを利用して研修サイトにアクセスしていただくこととなります。また、4 時間強ですが、短時間に区切って受講することも可能です。

全て終了した時点で当方が把握し、翌月に修了証を発行、発送することとなります。

Q 受講しなかった場合は、費用はどうなるのか？

A 趣旨が分からないところがありますが、申し込み後受講しなかった場合についての取り扱いは以下のようにしています。

当方の経理上、申し込みの時点で収入を発生させ請求権の行使を行うこととなりますが、お申し込み後一切研修サイトにアクセスしなかった方については、年度末に確認し、経理上未収金の欠損処理をすることにいたしております。もちろんこの処理の前に、該当の方には何らかの形でご連絡をとらせていただいております。

(2/4 非会員企業様)

Q 非会員の場合、研修費用はいくらになりますか。

A 管理費用として 3000 円と消費税 300 円の予定です。なお、非会員の受講者であっても、将来その方が健康サポート薬局研修を受講される場合この受講費用から 3300 円を控除した額を請求費用といたしておりますので、是非とも両方の研修をご活用ください。

Q 資料 6 ページ目（地域連携薬局の要件の認定要件と健康サポート薬局、地域支援体制加算届け出要件の比較）につきましての質問です。

<https://secure.nippon-pa.org/mail/img/npha20210201.pdf>

要件 地域連携薬局（2021.08.01）の列、薬剤師（含む研修）の行に記載がある、下記3点ですが、どの項目が今回の地域連携薬剤師研修に該当しますか。

- 1 一年以上勤務している常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）
- 2 地域包括ケアに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）
- 3 全ての薬剤師に対する地域包括ケアに関する研修の計画的な実施

A ご案内のように、1月29日に発出された通知において、上記2番目の研修については健康サポート薬局研修修了証を有することが要件として定められました。この研修は30時間以上かかる研修であり負担が大きいことから、全員が実施する上記3番目の研修に該当させることは無理があると考え、そのために健康サポート薬局研修に含まれる内容のうち地域包括ケアに係る部分を取り出し厚生労働省の講演を加えて4時間強の研修に再編成したものです。現時点では上記3番目の研修に該当させる運用となりますが、将来的には上記2番目の研修としても適用していただけるよう働きかけを行っていきたいと思っております。

（2/5 会員企業様）

Q 8月の地域連携薬局届出に関して地域包括ケアに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）とありますが、

この【域包括ケアに関する研修を修了】というのは

- ①新しい地域連携薬剤師研修の修了（修了証）
- ②健康サポート薬局研修の修了（修了証）

①および②両方の修了が必要との解釈でよろしいでしょうか。
もしくは①のみが必須、②のみが必須などありますでしょうか。

A 認定手続きの文書として事前に必要なのは②です。①については認定申請時受講済みの方がおられればその人数を記載し、受講済みでない方については今後いつごろ受講するかの計画を出すものと考えております。また、毎年計画については、本研修の一部について定期的に再履修するという計画を提出していただければと思います。いずれにしても、認定手続きを実施する都道府県において今後詳細な申請手続きが定められていきますので、これに従うこととなります。

なお、このようなことを含め、研修コンテンツにおいて丁寧に説明申し上げることとしてお

りますので、よろしければどなたか早めに受講していただき理解を深めていただければ幸いです。

(2/9 会員企業様)

2/4 日付 ジョブクローバー様の QA に関する確認質問 (重複があるため割愛)

(2/10 会員企業様)

ご連絡ありがとうございます。以下、お答え申し上げます。

Q 知り合いの会社 (非会員) も地域連携薬剤師研修制度の受講を検討しているが、非会員の場合も、会員と同じく 3 月下旬申込できますか。

A 非会員企業様、個人の方につきましても会員企業様と同様に 3 月中にはお申込みいただけますよう準備しています。なお、3 月から認定手続きが始まる 8 月までの間は、会員加入促進プロモーション期間として、非会員企業様が企業として本研修にお申込みいただける場合、会員企業様と同じ料金で受講していただけるよう検討したいと考えておりますので、よろしくご紹介ください。

(2/10 会員企業様)

Q 「求められているものは、「地域包括ケアに係る研修」であり、当該薬局の半数は健康サポート薬局研修の修了 (修了証) が求められている。」例えばこれは 4 名薬剤師がいて、2 名は健康サポート薬局研修が終了していないといけないということなのでしょうか。地域連携薬剤師研修だけ受けてもだめで、健康サポート薬局研修を受けていないといけないのでしょうか。

A ご指摘の通りです。研修については 2 つの要件があり、両方とも満たす必要があります。①半数以上の薬剤師が健康サポート薬局研修の修了証を持つということと、②全員が毎年計画的に実施される地域包括ケアに係る研修又はそれに準ずる研修に参加するというものです。なお、日本保険薬局協会が実施する新しい地域連携薬剤師研修については、一度配布された ID、パスワードはその後有効ですので、毎年計画的にその一部にアクセスしてい

ただくことにより②の要件を満たすものと考えております

(2/15 会員企業様)

ご連絡、ご質問ありがとうございます。以下お答え申し上げます。

Q 地域連携薬剤師研修の認定を満たすためには全体約4時間の研修だけで良いのか。

A これまでのQAに同様のご質問があり、それらをホームページに掲載してありますので、ご高覧ください。いずれにせよ、ご質問の研修だけでは要件を満たすことになりません。

QPDF P10 健康サポート薬局研修・地域連携薬剤師研修の関係1の研修内容は、NPhA独自のものなのか。

<https://secure.nippon-pa.org/mail/img/renkei210211.pdf>

A 健康サポート薬局研修のコンテンツは、NPhAが作成はしましたが、健康サポート薬局研修に係る国の通知に基づく内容を備え、日本薬学会から認定を受けたものです。連携薬剤師研修のコンテンツは、この健康サポート薬局研修のコンテンツを利用していますが、これについて国が基準を定めているものではありません。

Q どうしたら効率的に地域連携薬局の基準を満たせるのか。

A 今回の法律改正の趣旨をご理解していただきご対応いただければ効率的に基準を満たせることになるかと思えます。

(2/19 会員企業様)

Q ①3-8 当該薬局に勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。

②3-9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事するすべての薬剤師に対し、一年以内ごとに、

前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。

①が健康サポート薬局修了者、②が新しい地域連携薬剤師研修に該当することは理解致しました。質問ですが、②の一年以内ごとの計画的な研修は健康サポート薬局修了者も含まれるのでしょうか。

含まれるようならば、健康サポート薬局修了者にも新しい地域連携薬剤師研修を受講させることにより②の研修を受けたこととなりますでしょうか。

A ご指摘の通りです。健康サポート薬局研修修了者の場合、少し重複する内容がありますが、お受けいただければ②に該当します。

ただ、当方の問題ですが、これらの方々（健サポ研修修了者）に費用のご負担をしていただくことができるのか、またシステム上どのように対応するか、検討する必要があると考えています。

Q 3月より新しい地域連携薬剤師研修受講者受付開始とのことですが、今後の受付に関して質問です。

4月以降に新しい地域連携薬剤師研修を受講したい薬剤師が出た場合は、随時個別に申し込みができるのでしょうか。

もしくは、数か月に一回など日本保険薬局協会様で募集をかける形でしょうか。

A オンデマンドのウェブ研修ですので、いつでもお申込みいただき、研修受講いただけます。まず、会社の方で簡単にアカウントをおつくりいただけると、それを通じ各個人が申し込むこととなります。

こうした手順につきましては、すでに調剤アシスト研修において採用しており、事務局の方で丁寧に説明させていただきます。よろしくご検討ください。